

公 示

- 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案・・・ 2
- 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第86条の規定に基づく、期限更新を認めない事案・・・ 3

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年8月1日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B18号 荒谷 泰昭

1. 令和6年7月19日
2. 相模・鎌倉地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、加算時間を10分に短縮する。

- | | |
|-----------|-----|
| (ア) 特定大型車 | A運賃 |
| (イ) 大型車 | A運賃 |
| (ウ) 普通車 | A運賃 |

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第86条の規定に基づく、期限更新を認めない事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
 2. 事案の件名
 3. 当該事案について利害関係を有することの疎明
- 令和6年8月1日 関東運輸局長 藤田 礼子

記

事案番号 24B19

1. 事業者の氏名及び住所
相原 秀雄
東京都北区
2. 予定される処分内容
道路運送法第86条に基づく、一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の
期限更新を認めない処分
3. 聴聞の期日
令和6年8月22日(木) 午後3時00分
4. 聴聞の場所
神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車交通部旅客第二課
電話045(211)7246